

NASCA

自治会総合情報誌

組織改編・要望アンケート 情宣号

自治会が変わる
って本当？



要望アンケートって
なあに？

自治会改編会議
開催！

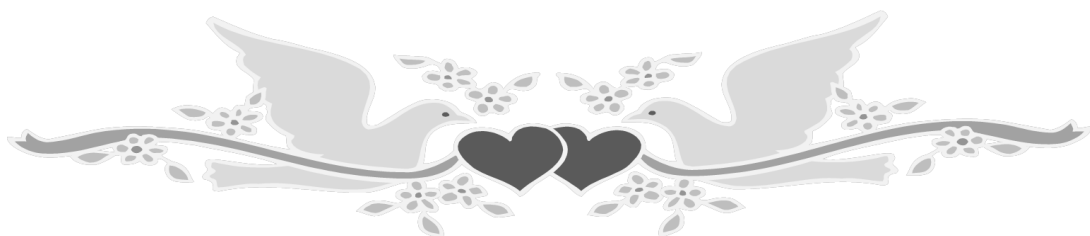


中百舌鳥キャンパス学生自治会

vol. 29

もくじ

組織改編だ！ 学生自治会	・・・・・・・・ P. 2
自治会改編会議のお知らせ	・・・・・・・・ P. 3
新組織案・新規約案	・・・・・・・・ P. 4
要望アンケート実施のお知らせ	・・・・・・・・ P. 17



今回のNASCAは

主に学生自治会の組織改編について書かれています。

自治会改編会議など、変わっていく学生自治会について

みなさんに知って欲しい大事な情報が満載です。

また、学生の要望を叶える第1歩となる

要望アンケートについても掲載しています。

詳細はつぎのページから！



組織改編だ！ 学生自治会

2012年度から、大学の体制が変わります。現在の学部・学科制に並存する形で、新たに「学域・学類制」が始まり、新制度下の学生と現制度下の学生がともに歩むこととなります。

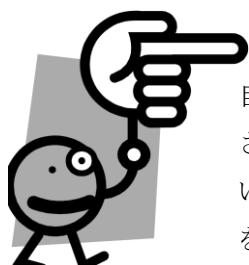
そこで、学生自治会は、新制度下の学生に対しても現制度下の学生と同様に、よりよい学生生活を実現するための活動を行うことができるように体制を変更し、新組織として学生のみなさんと歩み始めます。

ここでは組織改編の内容について説明します。



組織改編でどんなことをするの？

現在の学生自治会の体制では、新制度下の学生に対して十分な活動を行うことができないという問題点があります。それを解決するため、学域・学類制にも対応した新規約案・新組織案を作成し、12月に行われる後期自治委員会総会で学生のみなさんに提示します。



その新規約案・新組織案に学生のみなさんの意見を取り入れたいと学生自治会は考えています。そこで、新規約案・新組織案について学生のみなさんと意見交換を行うため、『自治会改編会議』を開催します。参加できない方は、学生自治会ウェブサイトの掲示板・メール・意見箱などでも意見を集めていますので、そちらをご利用ください。新規約案・新組織案は本誌や学生自治会ウェブサイトにて掲載しています。

**学生のみなさんの意見を反映した
よりよい学生自治会に生まれ変わるため
ぜひ意見を寄せてください！**

『自治会改編会議』については
p. 3へ
新規約案・新組織案については
p. 4へ



自治会改編会議 のお知らせ

先の記事にあったように、現在、学生自治会は新規約案・新組織案を作成しています。その新規約案・新組織案に学生の意見を取り入れ、学生とともによりよい学生自治会とは何かを考えるため、自治会改編会議を開催します。

この記事では自治会改編会議から新規約案・新組織案の決定までの流れと、会議の開催日時・開催場所について掲載しています。

自治会改編会

学生のみなさんには学生自治会が作成した新規約案・新組織案について話してもらいます。「こうした方がいい」「こんな風にしてほしい」という意見がありましたら、どんどん発言してください！！

会議は中百舌鳥・りんくうでそれぞれ行われます。そこで出た意見をふまえて学生自治会が再び新規約案・新組織案を作成し、その新たに作成された規約案・組織案を後期自治委員会総会で提出します。

学生自治会をよりよい組織にするため、みなさんぜひ参加してください！！

後期自治委員会総会

自治会改編会議で出た意見をもとに学生自治会が作成した新規約案・新組織案について、後期自治委員会総会で採決をとります。ここでこれらが承認された場合、学生自治会は新規約・新組織体制のもと、活動していきます。

自治会改編会議～中百舌鳥～

第1回：10月20日（木）

第2回：11月17日（木）

受付開始 18：20

A5棟122・123中講義室

自治会改編会議～りんくう～

10月28日（金）

受付開始 18：00

1階会議室



学生自治会 新規約案



先の記事通り、大阪府立大学中百舌鳥キャンパス学生自治会は、新組織として生まれ変わります！

以下は、その新組織の基盤となる「規約」の**原案**です。変更点のある部分のみ抽出し、記載しています。現在の「大阪府立大学中百舌鳥キャンパス学生自治会規約」との主な変更点を **■** で表示し、どのように変更したか、また、変更した理由についても記載してありますので、ぜひご覧ください。

なお、「**新規約案**」は**完成品ではありません**。「**新規約案**」は**学生のみなさんからの意見があっ**
てはじめて、よりよいものとなり、完成していくのです!!

ぜひとも、この「新規約案」についてみなさんの意見を寄せてください！

意見・質問等がありましたら、学生自治会ウェブサイトの掲示板やメール、意見箱を利用していただくか、B12棟学生会館2Fの学生自治会室までお越しください。あなたの意見、お待ちしております！

※今回、スペースの都合上、全文を載せることはできませんでしたが、「**新規約案**」の全文は**学生自治会ウェブサイトに掲載しております**ので、ぜひそちらもご覧ください！

大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会規約案

第1章 総則

第1条【名称・本部】

本会は**大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会**（以下「**本会**」とする）と称し、本部を大阪府立大学中百舌鳥キャンパス内におく。

第2条【目的・活動】

本会は大阪府立大学の学生による自治組織であり、よりよい学生生活を
実現することを目的とする。そのために次の活動を、大阪府立大学の中百
舌鳥キャンパス・りんくうキャンパス（以下、**両キャンパス**）に在籍する、
院生を除いた全学生と協力して行う。

1. 学生の生活と権利を守り、学生生活を明るく豊かなものにするための活動。
2. 学生の学習環境の改善と、学問や思想の自由を守るための活動。
3. 学生の自主的組織である団体を育成、援助するための活動。

第3条【構成員】

本会は大阪府立大学の**両キャンパスに在籍する、院生を除いた全学生**（以下「**会員**」とする）をもって構成する。

現在のところ、新組織は中百舌鳥のみならず、りんくうキャンパスの学生を、正式な活動対象として、ともに活動を行っていく予定です！

活動の目的を「よりよい学生生活の実現」として明言しました。
中百舌鳥キャンパス学生自治会と同じく、府大の学生のために邁進します！

第4条【機関】

本会は第2条の目的達成のため、また、**本会の公正を期すため**、次の機関、またはそれに準ずる投票を設ける。

1. 学生大会・学生投票
2. キャンパス学生大会・キャンパス学生投票
3. 学域学生大会・学域学生投票
4. 自治委員会総会
5. 中央執行委員会
6. 選挙管理委員会
7. 会計監査委員会

現行の規約には、会計監査委員会や、選挙管理委員会を置く目的がなかったため、明確にしました。

新たに「学生大会」や「学域学生大会」などを設けました！ これらについての詳しい説明は、当該項目の説明や『新組織案』(P.11)をご覧ください！

第2章 学生大会

第5条【学生大会】

学生大会は、**本会の非常設の最高議決機関**である。これは本会の活動において、特に重要な事項で**両キャンパスを合わせた全学生の意志を決定**する必要がある場合開催する。

学生の意思決定の最高機関として、間接民主制の自治委員会総会とは異なる、直接民主制の「学生大会」を設置しました。

これにより、学生一人一人の意見を最大限に反映した、学生全体としての意思決定を行うことができます。

第6条【学生大会の招集】

学生大会は、以下のいずれかを満たした場合に中央執行委員会委員長が招集する。

1. 中央執行委員会が必要と認めた場合。
2. 自治委員会総会が必要と認めた場合。
3. 両キャンパスを合わせた全学生の10分の1以上の要求があった場合。

第7条【学生大会の議長団】

学生大会の議長は、大会において会員から選出する。議長は必要に応じて、会員の中から副議長1名、書記1名を指名することができる。副議長は議長が職務を遂行できない事態が起こった場合はその職務を代行する。書記は大会の議事を記録する。

第8条【学生大会の成立条件】

学生大会は、両キャンパスを合わせた全学生の4分の1以上の出席で成立する。ただし、出席者の3分の1以内の委任状は有効である。また、大会成立後、成立定数の10分の1以内の減少については成立とみなす。

第9条【学生大会の議決】

学生大会の議決は出席者の過半数の賛成または反対をもって決する。

第10条【学生投票】

学生投票は第6条にある条件が満たされた上で、学生大会が開催できない場合に行い、学生大会と同等の効力を有する。この際、中央執行委員会委員長は遅くとも投票日の7日前に投票事項を両キャンパスの全学生に告示しなければならない。

第11条【学生投票の詳細】

1. 学生投票は両キャンパスを合わせた全学生の過半数の有効投票をもって成立する。
2. 学生投票は有効投票の過半数の賛成または反対をもって決する。
3. 学生投票の投票期間は原則として7日間以内とする。
4. 学生投票は原則として無記名投票とする。
5. 学生投票の管理は中央執行委員会が責任をもってこれを行う。
6. 学生投票の結果は、中央執行委員会が両キャンパスの全学生に公表しなければならない。

各キャンパスごとに自治を行えるよう、また、キャンパスごとの問題が起きた際に各キャンパスで解決できるよう、キャンパス学生大会を設置しました。

第3章 キャンパス学生大会・キャンパス学生投票

第12条【キャンパス学生大会】

キャンパス学生大会は、両キャンパスそれぞれにおける非常設の議決機関であり、その決定は自治委員会総会の決定に優先する。これは本会の活動において、特に重要な事項で当該キャンパスの学生の意志を決定する必要がある場合開催する。

第13条【キャンパス学生大会の招集】

キャンパス学生大会は、以下のいずれかを満たした場合に中央執行委員会委員長が招集する。

1. 中央執行委員会が必要と認めた場合。
2. 自治委員会総会が必要と認めた場合。
3. 中百舌鳥キャンパスの全学生の20分の1以上の要求があった場合。
4. りんくうキャンパスの全学生の4分の1以上の要求があった場合。

なお、3・4のいずれにおいても獣医学類の1年次生を含むものとする。

学域・学類制の下では、中百舌鳥キャンパス・りんくうキャンパス間に約4400：250という人数の差があり、割合を同一にすると、実際の人数の点から、キャンパス学生大会の開催の機会が均等でなくなるのではないかと学生自治会は考えました。

そこでこのような割合で調整を図ろうと考えています。

第14条【キャンパス学生大会の議長団】

キャンパス学生大会の議長は、大会において会員から選出する。議長は必要に応じて、会員の中から副議長1名、書記1名を指名することができる。副議長は議長が職務を遂行できない事態が起こった場合はその職務を代行する。書記は大会の議事を記録する。

第15条【キャンパス学生大会の成立条件】

キャンパス学生大会は、以下のうち当該キャンパスの条件を満たした場合に成立する。

1. 中百舌鳥キャンパスの全学生の15分の1以上の出席があった場合。
2. りんくうキャンパスの全学生の3分の1以上の出席があった場合。

ただし、出席者の3分の1以内の委任状は有効である。また、大会成立後、成立定数の10分の1以内の減少については成立とみなす。

なお、1・2のいずれにおいても獣医学類の1年次生を含むものとする。

召集条件を上述のように定めたため、それそれに対応した成立条件を定めました。

獣医学類の1回生は、主に中百舌鳥キャンパスで生活を送っているため、中百舌鳥キャンパスにおける意思決定の権利を持つべきであり、また、将来的には、りんくうキャンパスの一員となるため、りんくうキャンパスにおける意思決定の権利も持つべきであると学生自治会は考えました。

そこで、獣医学類の1回生のみ、両方のキャンパス学生大会に参加できるという形を取りました。

第16条【キャンパス学生大会の議決】

キャンパス学生大会の議決は出席者の過半数の賛成または反対をもって決する。

第17条【キャンパス学生投票】

キャンパス学生投票は第13条にある条件が満たされた上で、キャンパス学生大会が開催できない場合に行い、キャンパス学生大会と同等の効力を有する。この際、中央執行委員会委員長は7日以上前に投票事項を当該キャンパスの全学生に告示しなければならない。

第18条【キャンパス学生投票の詳細】

1. キャンパス学生投票は当該キャンパスの全学生の過半数の有効投票をもって成立する。
2. キャンパス学生投票は有効投票の過半数の賛成または反対をもって決する。
3. キャンパス学生投票の投票期間は原則として7日間以内とする。
4. キャンパス学生投票は原則として無記名投票とする。
5. キャンパス学生投票の管理は中央執行委員会が責任をもってこれを行う。
6. キャンパス学生投票の結果は中央執行委員会が当該キャンパスの全学生に公表しなければならない。

各学域ごとに自治を行えるよう、また、学域ごとの問題が起きた際に各学域で解決できるよう、学域学生大会を設置しました。

第4章 学域学生大会・学域学生投票

第19条【学域学生大会】

学域学生大会は、中百舌鳥キャンパス学生大会に次ぐ、各学域における非常設の議決機関であり、その決定は自治委員会総会の決定に優先する。これは本会の活動において、特に重要な事項で当該学域の学生の意志を決定する必要がある場合開催する。

第20条【学域学生大会の招集】

学域学生大会は、以下のいずれかを満たした場合に中央執行委員会委員長が招集する。

1. 中央執行委員会が必要と認めた場合。
2. 自治委員会総会が必要と認めた場合。
3. 工学域の学生の12分の1以上の要求があった場合。
4. 生命環境科学域の学生の10分の1以上の要求があった場合。
5. 現代システム科学域の学生の10分の1以上の要求があった場合。
6. 地域保健学域の学生の4分の1以上の要求があった場合。

キャンパス学生大会と同様に、最大で約1900:240という人数の差があり、割合を同一にすると、学域学生大会の開催の機会が均等でなくなるのではないかと学生自治会は考えました。

そこでこのような割合で調整を図ろうと考えています。

第21条【学域学生大会の議長団】

学域学生大会の議長は、大会において会員から選出する。議長は必要に応じて、会員の中から副議長1名、書記1名を指名することができる。副議長は議長が職務を遂行できない事態が起こった場合はその職務を代行する。書記は大会の議事を記録する。

第22条【学域学生大会の成立条件】

学域学生大会は以下のうち、当該学域の条件を満たした場合において成立する。

1. 工学域の学生の9分の1以上の出席があった場合。
2. 生命環境科学域の学生の7分の1以上の出席があった場合。
3. 現代システム科学域の学生の7分の1以上の出席があった場合。
4. 地域保健学域の学生の3分の1以上の出席があった場合。

召集条件を上述のように定めたため、それそれに対応した成立条件を定めました。

ただし、出席者の3分の1以内の委任状は有効である。また、大会成立後、成立定数の10分の1以内の減少については成立とみなす。

第23条【学域学生大会の議決】

学域学生大会の議決は出席者の過半数の賛成または反対をもって決する。

第24条【学域学生投票】

学域学生投票は第20条にある条件が満たされた上で学域学生大会が開催できない場合、大会と同等の効力を有する。この際、中央執行委員会委員長は7日以上前に投票事項を当該学域の学生に告示しなければならない。

第25条【学域学生投票の詳細】

1. 学域学生投票は当該学域の全学生の過半数の有効投票をもって成立する。
2. 学域学生投票は有効投票の過半数の賛成または反対をもって決する。
3. 学域学生投票の投票期間は原則として7日間以内とする。
4. 学域学生投票は原則として無記名投票とする。
5. 学域学生投票の管理は中央執行委員会が責任をもってこれを行う。
6. 学域学生投票の結果は中央執行委員会が当該学域の全学生に公表しなければならない。

第5章 自治委員会総会

第26条【自治委員会総会】

自治委員会総会は、学生大会・学生投票、キャンパス学生大会・キャンパス学生投票および学域学生大会・学域学生投票に次ぐ、常設の最高議決機関であり、次のことは必ず自治委員会総会で行わなければならない。

1. 本会の活動の報告、及び活動方針の決定。
2. 本会の予算執行状況・決算の報告、次年度予算の決定。
3. 外部団体への加盟及び脱退の決定。ただし、自治委員会総会不成立の場合、または緊急の場合は暫定的に中央執行委員会で決定することができるが、後に自治委員会総会で承認を受けなければならない。
4. 中央執行委員会役員選挙

第6章 中央執行委員会

第35条【中央執行委員会の機関】

1. 中央執行委員会には、職務遂行のため書記局をおく。
2. 書記局は、書記長、書記次長及び若干名の書記局員で構成され、本会の事務を執り行う。書記局員は書記長が会員の中より指名し、中央執行委員会で承認される。
3. 中央執行委員会には、職務遂行のため必要に応じて、その他の部局をおくことができる。業務は中央執行委員が分掌する。
4. その他の部局には、局長を置く。局長は委員長が指名し、中央執行委員会で承認される。局員は局長が必要に応じて会員の中より指名し、中央執行委員会で承認される。

中央執行委員会所属となる各部局について、より実際の業務が円滑に進むよう、局員の指名者を委員長ではなく局長に変え、その代わりに中央執行委員会でのその局員を承認する事ことを必須としました。

第40条【中央執行委員の選出】

中央執行委員は、選挙により選出される。立候補者は二つ以上の役職に立候補してはならない。

第7章 財政

第44条【財源】

本会の財源は、本会会費、事業収入、寄付金などをもってこれにあてる。

第45条【会費】

1. 本会の会費額は、自治委員会総会にて決定する。また、会費額を変更する場合についても、会費額は自治委員会総会にて決定する。
2. 本会の会員は、原則として会費を、当局が定めた修学年数分一括して納入する。ただし、中途加盟及び編入の場合はこの限りではない。
3. 会費の納入後は、追納・還付は一切行わない。ただし、除籍、退学及び早期卒業の場合はこの限りではない。

1. 自治会費の変更を行う場合についても明記しました。
2. 中途加盟や編入についての記載を入れました。
3. 除籍・退学・早期卒業について、記載を入れました。

第47条【特別会計】

本会は必要に応じて特別会計を設けることができる。ただし、中央執行委員会の全会一致の承認を必要とし、後に自治委員会総会で承認を受けなければならない。

第48条【会費未納の場合の対処】

本会の会員は、会費を納入しなかった場合、第4条4・5・6・7項における本会の機関での議決権、選挙権、被選挙権は一切認められない。

第8章 選挙管理委員会

第9章 会計監査委員会

第57条【会計監査委員の選出】

会計監査委員は、会員より2名、中央執行委員より1名、自治委員会総会において選出される。ただし、中央執行委員会委員長、書記局に属する者と会計監査委員は兼任できない。

現行の規約では書記長のみ会計監査委員と兼任できないという形になっていましたが、書記局に属する者は、会計に関わっている可能性があるため、兼任できないという形に変更しました。

第10章 附則

第61条【規約の改正】

本規約の改正は学生大会もしくは自治委員会総会において行う。改正案を提出しようとする会員は、学生大会または自治委員会総会の14日以上前に改正案を中央執行委員会に提出しなければならない。改正は学生大会において出席会員の過半数、または自治委員会総会において全自治委員の過半数の賛成を必要とする。

第63条【規約の施行】

本規約は、2012年4月1日より効力を発する。

現在、学域・学類制の学生が入学する4月1日からの適用を考えています。しかし、4月1日は学生自治会の体系的には不十分な所もあり、各所において特別処置が必要となっています。その特別処置については、「新組織案」内の【会計について】(P.15)以後をご覧ください。



学生自治会 新組織案

以下は、新組織の「大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会」と、現在の「大阪府立大学中百舌鳥キャンパス学生自治会」（以下、旧学生自治会）との主な変更点や、新学生自治会における、さまざまな補足等を合わせた新組織案です。

この「新組織案」もまた、完成品ではありません。「新組織案」も学生のみなさんからの意見があってはじめて、よりよいものとなり、完成していくのです!!

ぜひとも、「新規約案」と同様、この「新組織案」についてもみなさんの意見を寄せてください!

大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会組織案

【名称】

新組織の名称は「大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会」（以下、新学生自治会）とします。

【りんくうキャンパスの学生】

旧学生自治会は 2008 年後期自治委員会総会決議^(※1) のもと、りんくうキャンパスの学生を暫定的に活動対象とし、活動を行ってきました。新学生自治会は、正式にりんくうキャンパスの学生を活動対象に加え、活動を行っていかうと考えています。

中百舌鳥キャンパスとりんくうキャンパスとでは物理的に距離が離れていること、置かれている環境等が大きく異なることから、中百舌鳥キャンパスにいる自治会役員では情報収集が行いづらく、結果としてりんくうキャンパスでの活動が不十分になりがちです。それを改善するため、りんくうキャンパスでの活動を正式に行っていくに当たって、りんくうキャンパスでの活動を専門的に行っていく「りんくうキャンパス局」を置くべきであると学生自治会は考えました。

りんくうキャンパス局はりんくうキャンパスにおいて情報収集や情報宣伝を行い、りんくうキャンパスにおける新たな活動ができないかの検討も行っていきます。また、原則として局長はりんくうキャンパス所属の学生とし、かつ、りんくうキャンパス局と中百舌鳥キャンパス本部との連携や、新学生自治会としての意思決定、責任の所在などの関係から、中央執行委員の一員であるものとします。

(※1) 2008 年度後期自治委員会総会決議に記載されている内容は以下の通りです。

「学生自治会は暫定的にりんくうキャンパスの学生に対しても活動し、また、りんくうキャンパスにおける自治組織の設立やそのサポートについても検討していきます。」

【羽曳野キャンパスの学生】

現在のところ、新学生自治会は羽曳野キャンパスの学生を活動の対象外とする予定です。

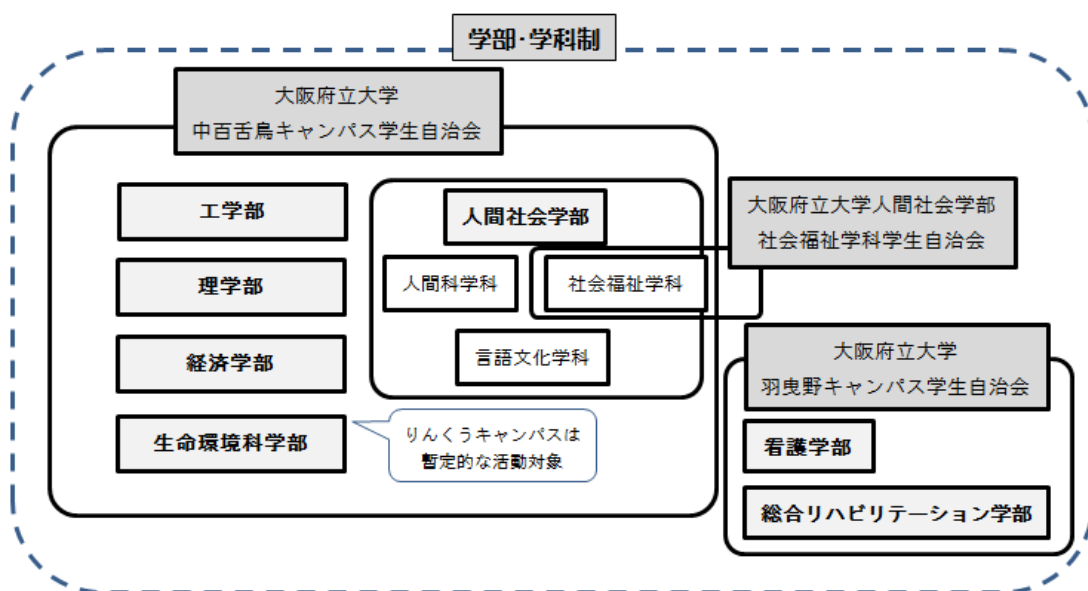
羽曳野キャンパスには羽曳野キャンパス学生自治会が存在し、独自の活動を行っています。そのため、羽曳野キャンパス学生自治会はその組織形態や自治会費の運用方法が旧学生自治会とは大きく異なり、今後、新学生自治会とも足並みを揃えることが難しいと考えられます。そのような状況下で統合することは、新学生自治会の活動に影響が出ると考えられます。

以上の点により、今回、羽曳野キャンパス学生自治会を統合し、羽曳野キャンパスの学生を活動対象内とすることは見送りました。しかし、要望アンケートなど全学的な活動が必要な際には、羽曳野キャンパス学生自治会と連携し、協力して活動していきたいと考えています。

【概要図】

以下は、大阪府立大学全体における学生自治の範囲についての概要図です。

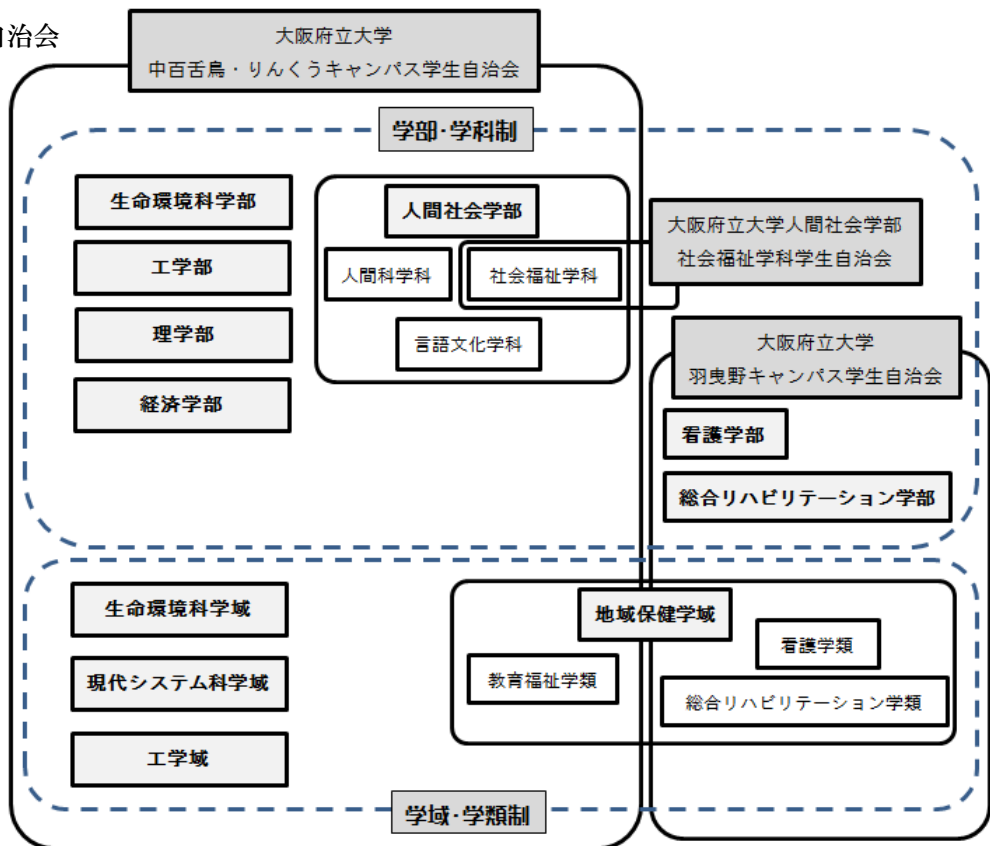
*旧学生自治会



旧学生自治会における、活動対象範囲は上図のように、学部・学科制に根差したものでした。ただし、りんくうキャンパスの獣医学科生については、上述の通り、暫定的に対象としていました。

以後、新学生自治会は次の図のように変化します。

＊新学生自治会

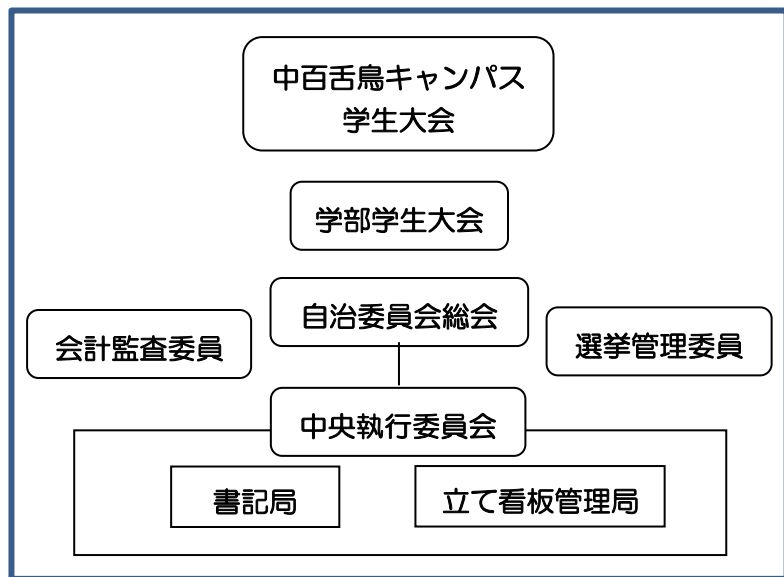


図のように、学部・学科制、学域・学類制の両方に対応した形にします。

具体的な対応については下記【学域学生大会における学部生】【自治委員会総会での学部生】をご覧ください。

【自治会組織構造】

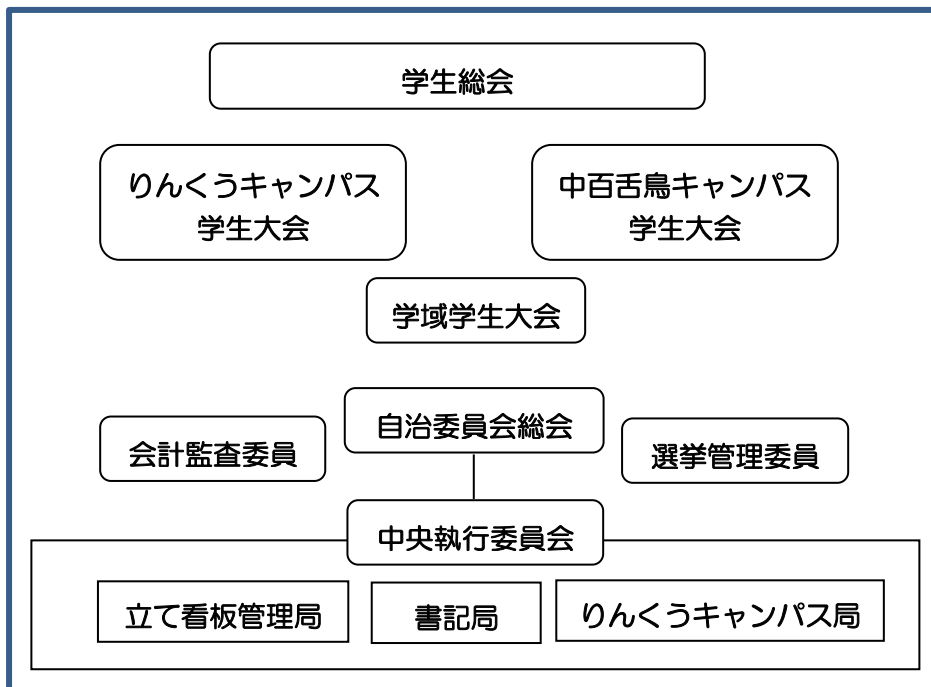
＊旧学生自治会



旧学生自治会の組織構造は前の図の通りでした。この図から分かる通り、この構造ではりんくうキャンパスの学生はおろか、学域・学類制の学生にも対応できません。

そこで、組織改編を行い、そういった学生に対しても十分な活動を行えるようにしたいと考えた結果、以下のような組織構造となりました。

*** 新学生自治会**



新学生自治会では、上図のような組織構造に変更したいと考えています。

りんくうキャンパスや各学域ごとに自治を行えるように、りんくうキャンパス学生大会や学域学生大会を設置しました。また、学生の意思決定の最高機関として、学生大会を設置しました。

なお、学部学生大会については大学が学域・学類制へ移行することにより、以後、学部に在籍する学生が年々減少・消滅していくことから廃止し、学域学生大会と統合する予定です。

また、上述の通り、りんくうキャンパス局を中央執行委員会に所属させる形で設置します。

加えて、機関ではないため記載していませんが、中央執行委員会のもとで学生自治会業務を行う会員を「自治会役員」として改めて定義したいと考えています。

【学域学生大会における学部生】

上述のように学部学生大会は廃止し、学域学生大会と統合する予定です。

学部生は各学科の学問分野の内、大半が該当している学域・学類に所属するものとし、その学類を含む学域学生大会に参加する権利をもつものとします。

それぞれの学科に対応する学域学生大会は次に示す通りです。

現在の学科	該当する学域	現在の学科	該当する学域
機械工学科	工学域	植物バイオサイエンス学科	生命環境科学域
航空宇宙工学科	工学域	緑地環境科学科	生命環境科学域
海洋システム工学科	工学域	獣医学科	生命環境科学域
数理工学科	工学域	情報数理科学科	工学域
電子物理工学科	工学域	物理科学科	生命環境科学域
電気情報システム工学科	工学域	分子科学科	生命環境科学域
知能情報工学科	現代システム科学域	生物科学科	生命環境科学域
応用化学科	工学域	経済学科	現代システム科学域
化学工学科	工学域	経営学科	現代システム科学域
マテリアル工学科	工学域	言語文化学科	現代システム科学域
生命機能化学科	生命環境科学域	人間科学科	現代システム科学域
生物情報科学科	生命環境科学域	社会福祉学科	地域保健学域

【自治委員会総会での学部生】

自治委員会総会において、学部生は大学が定める修学年数に従い、3年後の2014年度まで（獣医学科生は5年後の2016年度まで）は自治委員会総会において「発言権」「議決権」「選挙権」「被選挙権」を有します。

しかし、4年後の2015年度以降は、通常、中百舌鳥キャンパスの学部生は修学年数を終えているため、学部生の人数が急激に減少します。そのような状況では、留学などで残留している学部生を「各学科・各学年の意見を反映した学科・学年の代表」とするには不十分であると考えられるため、2015年以降、（獣医学科生は6年後の2017年度以降）学部生は「議決権」「選挙権」を有さないという形にしようと考えています。

【会計について】

新学生自治会は、旧学生自治会の所有する財産を引き継ぎます。また、新学生自治会の体制のもと、自治会費の金額を見直した結果、旧学生自治会と同様の1年あたり1,750円で適切であったため、自治会費の金額は現在と同様のままで加盟手続きを行っていきたいと考えています。

また、今回の組織改編を機に、休止状態で残存していた学部自治会を正式に解散し、その財産を新学生自治会が引き継ぐ形にしたいと考えています。

【自治会役員の募集方法】

旧学生自治会は、学生自治会の役員を、例年4月に行われるクラスオリエンテーションにおいて募集してきました。新学生自治会も可能な限り同様の形で新学生自治会の役員を募集したいと考えています。

【新入生の加盟手続き】

新学生自治会は、中央執行委員会などとの兼ね合いから、2012年度前期自治委員会総会をもって発足させる予定です。ですがそれでは2012年度の新学生自治会への加盟手続きは行えません。そこで2012年度の加盟手続きは暫定的に旧学生自治会が新学生自治会の規約に従って行います。

なお、加盟手続きの際には、この旨を丁寧に説明した上で行っていきます。

【中央執行委員会】

新組織に移行するに当たって、2012年度前期自治委員会総会までに改めて中央執行委員会の選挙を行う予定は現在ありません。中央執行委員は、学生自治会の内部だけでなく他の学生団体と連携して業務を行うことが多く、1年に何度も役職についている中央執行委員を交代してしまうと、他の学生団体が関わる業務に支障を来たしかねないと考えたためです。

そのため、4月から6月の2012年度前期自治委員会総会までは暫定的に旧学生自治会の中央執行委員会が、新学生自治会の規約および2011年度後期自治委員会総会の議決事項にもとづき、自治会活動を行っていきたいと考えています。

【選挙管理委員】

選挙管理委員については、2012年度後期自治委員会総会までに改めて選出を行う予定はありません。これは選挙管理委員間における引継ぎや、業務の円滑さを考慮したためです。

また、2011年度後期自治委員会総会で選出された選挙管理委員は、2012年度前期自治委員会総会まで旧学生自治会の選挙を管理し、2012年度前期自治委員会総会以後は、新学生自治会の選挙を管理するものとします。ただし、旧学生自治会の選挙を管理する期間のうち、4月から6月までは新規約のもと、選挙管理委員会としての業務を行うものとする予定です。

【会計監査委員】

会計監査委員については、2012年度前期自治委員会総会までに改めて選出を行う予定は現在ありません。これは選挙管理委員会と同じく会計監査委員間における引継ぎや業務の円滑さを考慮したためです。

そのため、4月から6月の2011年度前期自治委員会総会までは、新学生自治会の規約に従い、旧学生自治会の会計監査業務を行うものとする予定です。



要望アンケート実施の お知らせ



はじめに～要望アンケート～

学生自治会が配布する要望アンケートに、みなさんが普段から抱いている大学に対する要望や不満をお書きください。それらを学生自治会がまとめて要望書を作成し、大学側と交渉し、学生の要望の実現を図ります。

アンケート実施期間と回答方法

10月3日(月)～11月18日(金)

アンケートは**原則として授業前に配布し、授業の終了後に自治会役員が回収します。**時間内に書ききれなかった人やアンケートを出しそびれた人は構内各所に置いてある回収箱や意見箱（中百舌鳥は B12 棟学生会館 1 階と C5 棟図書館入口前、りんくうは 2 階第 2 講義室前）に提出するか、学生自治会室（B12 棟 2 階）に直接持ってきてください。また学生自治会のウェブサイトの方でも集めていますので、そちらのアンケートフォームから送ってくださっても大丈夫です。

今年の要望アンケートの項目

今年は主に、学費／講義と履修／施設／課外活動／研究室の情報の 5 つの項目についてアンケートを実施します。例えば、学費の増額、共通科目の抽選制度などについての意見を求める内容となっています。

過去に実現した要望例

- 図書館の利用時間の延長（開館時間が 8 時半になり 1 コマ前に利用可能に！）
- 全教室の冷暖房設備の設置が実現しました
- オープンスペースのパソコンが増えました

終わりに

よりよい大学生活を実現するためには、学生自身が声を上げて大学に訴えかけることがとても重要です。どんな些細な身の回りのことでも構いません。その想いを学生自治会にお伝えください。みなさんのご協力をお待ちしております。

編集後記

2011年9月29日 初版 第1刷発行

発行所・印刷所 大阪府立大学中百舌鳥キャンパス学生自治会
大阪府堺市中区学園町1-1
大阪府立大学中百舌鳥キャンパス
B12棟 (学生会館) 2階 学生自治会室

TEL : 072-257-4301 (内線2745)

FAX : 072-257-4301

e-mail : ziren@cd6.so-net.ne.jp

URL : <http://zichikai.ehoh.net/>



ウェブサイトへはこちらから↑

乱丁・落丁はお取替えます。B12棟2階の自治会室までお越しください。